

汚水排出量による使用料比較表〔2か月〕

農業集落排水処理施設およびコミュニティ・プラント処理施設

(消費税及び地方消費税を含む)

	佐屋区域			立田区域			八開区域		
排出量(m)	旧使用料(円)	新使用料(円)	差額(円)	旧使用料(円)	新使用料(円)	差額(円)	旧使用料(円)	新使用料(円)	差額(円)
0	2,640	2,640	0	3,300	2,640	▲660	6,806	2,640	▲4,166
10	2,640	2,970	330	3,300	2,970	▲330	6,806	2,970	▲3,836
20	2,640	3,300	660	3,300	3,300	0	8,166	3,300	▲4,866
30	3,960	4,950	990	4,730	4,950	220	9,526	4,950	▲4,576
40	5,280	6,600	1,320	6,160	6,600	440	9,526	6,600	▲2,926
50	6,600	8,250	1,650	7,590	8,250	660	10,886	8,250	▲2,636
100	13,200	16,500	3,300	14,740	16,500	1,760	16,326	16,500	174

佐織地区地域し尿処理施設

※八開区域の旧使用料は一般用

	東八幡			西八幡団地			諸桑団地		
排出量(m)	旧使用料(円)	新使用料(円)	差額(円)	旧使用料(円)	新使用料(円)	差額(円)	旧使用料(円)	新使用料(円)	差額(円)
0	7,000	2,640	▲4,360	9,400	2,640	▲6,760	8,600	2,640	▲5,960
10	7,000	2,970	▲4,030	9,400	2,970	▲6,430	8,600	2,970	▲5,630
20	7,000	3,300	▲3,700	9,400	3,300	▲6,100	8,600	3,300	▲5,300
30	7,000	4,950	▲2,050	9,400	4,950	▲4,450	8,600	4,950	▲3,650
40	7,000	6,600	▲400	9,400	6,600	▲2,800	8,600	6,600	▲2,000
50	7,000	8,250	1,250	9,400	8,250	▲1,150	8,600	8,250	▲350
100	7,000	16,500	9,500	9,400	16,500	7,100	8,600	16,500	7,900

※諸桑団地の旧使用料は2人の場合

下水道使用料の改定にご理解・ご協力をお願いします。

☎ 下水道課 ☎ (55)7124

男女共同参画
のすすめ

愛西市は令和7年4月1日から

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始します

市では、お互いを尊重し合い、個性が生きるまちの実現を目指しており、そのための取り組みの一環として、愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入します。

「愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」とは

お互いを人生のパートナーとし、親密な関係に基づき持続性を持った生活共同体を構築している、または構築することを誓う2人がパートナーシップにあることを市に宣誓し、宣誓したことを市が証明する制度です。

その2人の一方又は双方の子をはじめとする三親等内の近親者などがある場合は、ファミリーシップを宣誓することもできます。

※婚姻制度と異なり法律の効力が生じるものではありません

宣誓することができる方

パートナーシップの宣誓をする方

- 双方が成年に達していること
- 民法に規定する婚姻できない続柄にないこと。
- 双方または一方が愛西市民であること。または双方または一方が3か月以内に市内への転入を予定していること。
- 配偶者がいないこと
- 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと。

ファミリーシップを併せて宣誓をする方

- パートナーシップの2人、またはどちらか一方の子を始めとした

近親者(三親等内の者)がいる場合は、ファミリーシップを宣誓することもできます。

※制度について、詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎ 市民協働課 ☎ (55)7113

